



新市場区分の概要等について

2020年2月21日
株式会社東京証券取引所

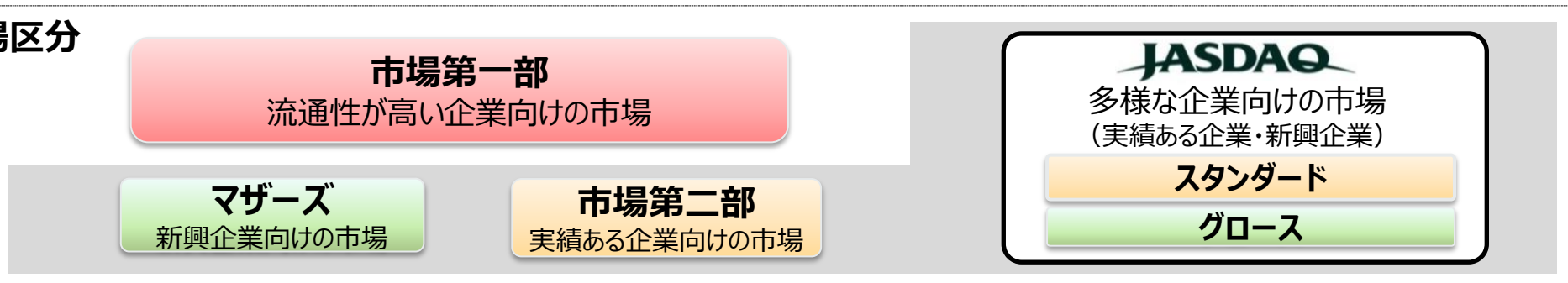
- 当取引所は、市場第一部・市場第二部・マザーズ・JASDAQ（スタンダード及びグロース）の5つの市場区分に関して、2022年4月1日を目途に、プライム市場・スタンダード市場・グロース市場（いずれも仮称、以下同じ）の3つの市場区分への見直しを実施することとします。
- 本資料は、市場区分の見直しに向けて、上場会社、上場準備会社、市場関係者などにおける対応の検討及び準備に着手していただけるよう、現時点で想定される、新市場区分の概要、新市場区分への移行プロセス及び段階的な実施項目も含めた今後のスケジュールをお示しするものです。
- なお、TOPIXなど指数の見直しに関する事項については、「TOPIX（東証株価指数）等の見直しに関する今後の対応方針について」（2月21日：当取引所公表資料）をご参照ください。

1. 新市場区分の概要	P 4
• 市場区分見直しの目的		
• 新市場区分における基準の考え方		
• プライム市場の上場基準		
• スタンダード市場の上場基準		
• グロース市場の上場基準		
• 流通株式の定義見直し		
2. 新市場区分への移行プロセス	P 1 1
• 新たな市場区分の選択		
• 市場選択に係る手続の概要		
• 経過措置		
3. 今後のスケジュール	P 1 5
• 具体的な工程		
• 想定される現行制度の改正内容		
参考資料	P 1 8

1. 新市場区分の概要

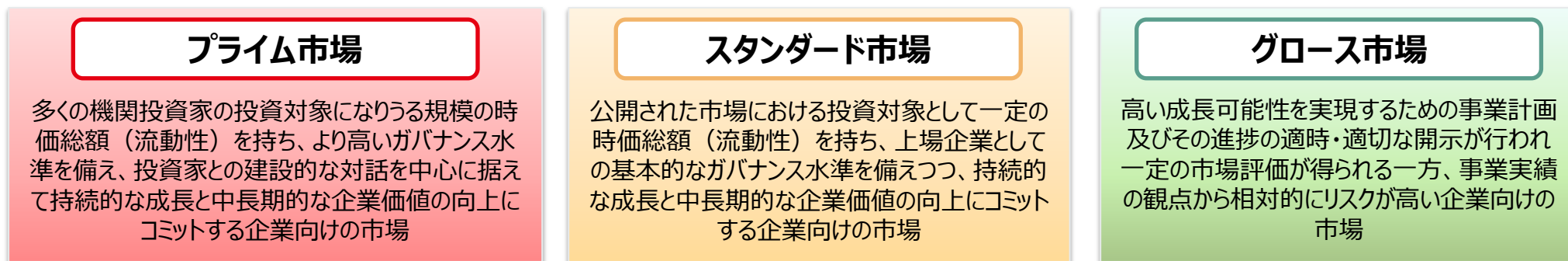
- 日本取引所グループは、現在の市場区分を明確なコンセプトに基づいて再編することを通じて、上場会社の持続的な成長と中長期的な企業価値向上を支え、国内外の多様な投資者から高い支持を得られる魅力的な現物市場を提供することにより、豊かな社会の実現に貢献することを目的として、市場区分の見直しを行います。

現在の市場区分



新市場区分

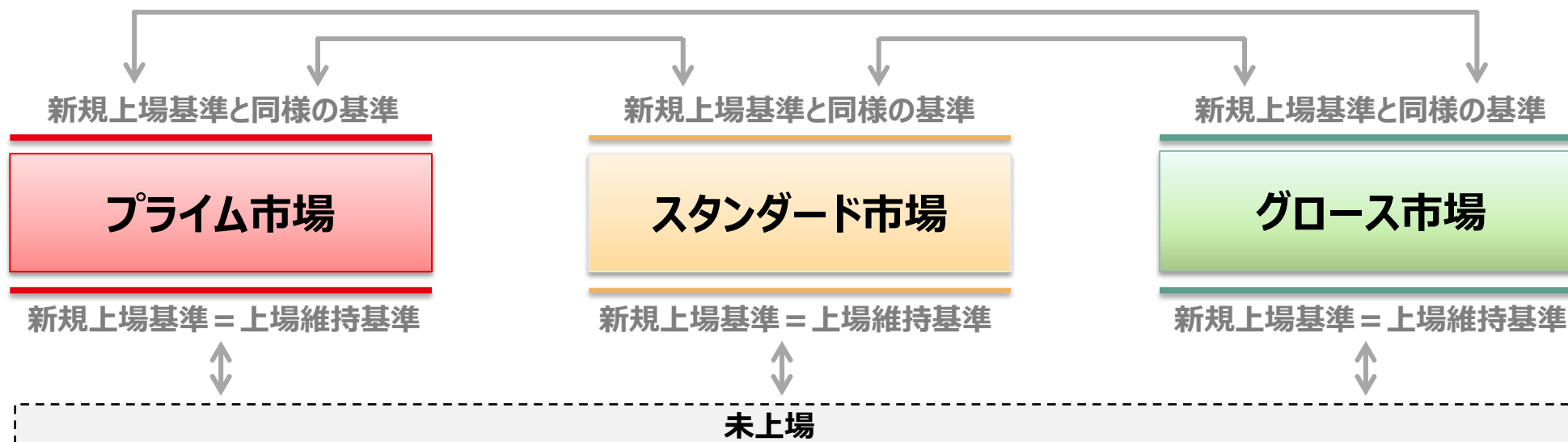
※市場区分の名称は仮称



新市場区分における基準の考え方

- 各市場区分のコンセプトに応じ、時価総額（流動性）やコーポレート・ガバナンスに関する基準を定めるほか、各市場区分のコンセプトを反映した定量的・定性的な基準を設けることとします。
- 各市場区分の新規上場基準と上場維持基準は、原則として共通化することとします。
 - 上場会社は、上場後においても継続して、各市場区分における新規上場基準（の水準）を維持することが必要となります（なお、上場維持基準に抵触した場合には、必要な改善を図るための猶予期間を設けることとします）。
- 各市場区分は、それぞれ独立しているものとし、現在の一部指定基準・指定替え基準・市場変更基準のような「市場区分間の移行」に関する緩和された基準は設けないこととします。
 - 上場会社は、異なる市場区分への移行を希望する場合には、移行先の市場区分への上場を申請し、新規上場基準と同様の基準による審査を受けるものとしします。

新市場区分への新規上場等（イメージ）



コンセプト

- **多くの機関投資家の投資対象になりうる規模の時価総額（流動性）を持ち、より高いガバナンス水準を備え、投資家との建設的な対話を中心に据えて持続的な成長と中長期的な企業価値の向上にコミットする企業及びその企業に投資をする機関投資家や一般投資家のための市場**

上場基準の概要

項目	考え方・狙い	概要（※1）		
流動性	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 多様な機関投資家が安心して投資対象とすることができる潤沢な流動性の基礎を備えた銘柄を選定する。 	項目	新規上場基準	上場維持基準
		株主数	800人以上	800人以上
		流通株式数	20,000単位以上	20,000単位以上
		流通株式時価総額	100億円以上	100億円以上
		売買代金	時価総額250億円以上	1日平均売買代金0.2億円以上
ガバナンス	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 上場会社と機関投資家との間の建設的な対話の実効性を担保する基盤のある銘柄を選定する。 ※見直し後のコーポレートガバナンス・コード全原則（※2）の適用 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 投資家との建設的な対話の促進の観点から、いわゆる安定株主が株主総会における特別決議可決のために必要な水準（3分の2）を占めることのない公開性を求める 		
		項目	新規上場基準	上場維持基準
		流通株式比率	35%以上	35%以上
経営成績 財政状態	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 安定的かつ優れた収益基盤・財政状態を有する銘柄を選定する。 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 経営成績・財政状態に関する実質審査は、以下のA又はBのいずれかを満たすものについて実施する（新規上場申請に係る不受理基準） 		
		項目	A（利益実績）	B（売上実績）
		収益基盤	最近2年間の利益合計が25億円以上	売上高100億円以上 かつ、時価総額1,000億円以上
		財政状態	純資産50億円以上	

（※1）市場コンセプトを反映したこれらの基準のほか、株式の譲渡制限、証券代行機関の選定などの共通の基準を設けるものとします

（※2）今後のコーポレートガバナンス・コードの見直しにおいて、プライム市場の上場企業を念頭に、より高い水準が示されることが想定されます

コンセプト

- **公開された市場における投資対象として一定の時価総額（流動性）を持ち、上場企業としての基本的なガバナンス水準を備えつつ、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上にコミットする企業及びその企業に投資をする投資家のための市場**

上場基準の概要

項目	考え方・狙い	概要（※1）		
流動性	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 一般投資者が円滑に売買を行うことができる適切な流動性の基礎を備えた銘柄を選定する。 	項目	新規上場基準	上場維持基準
		株主数	400人以上	400人以上
		流通株式数	2,000単位以上	2,000単位以上
		流通株式時価総額	10億円以上	10億円以上
ガバナンス	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 持続的な成長と中長期的な企業価値向上の実現のための基本的なガバナンス水準にある銘柄を選定する。 ※ コーポレートガバナンス・コード全原則の適用 	▶ 上場会社として最低限の公開性を求める（海外主要取引所と同程度の基準を採用）		
		項目	新規上場基準	上場維持基準
		流通株式比率	25%以上	25%以上
経営成績 財政状態	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 安定的な収益基盤・財政状態を有する銘柄を選定する。 	▶ 経営成績・財政状態に関する実質審査は、以下を充たすものについて実施する（新規上場申請に係る不受理基準）		
		項目	不受理基準	
		収益基盤	最近1年間の利益が1億円以上	
		財政状態	純資産額が正であること	

（※1）市場コンセプトを反映したこれらの基準のほか、株式の譲渡制限、証券代行機関の選定などの共通の基準を設けるものとします

コンセプト

- 高い成長可能性を実現するための事業計画及びその進捗の適時・適切な開示が行われ一定の市場評価が得られる一方、事業実績の観点から相対的にリスクが高い企業及びその企業に投資をする機関投資家や一般投資家のための市場

上場基準の概要

項目	考え方・狙い	概要（※1）												
事業計画	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 高い成長可能性を実現するための事業計画を有し、投資者の適切な投資判断が可能な銘柄を選定する。 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 次の要件のいずれにも該当していること <ul style="list-style-type: none"> ・ 事業計画が合理的に策定されていること ・ 高い成長可能性を有しているとの判断根拠に関する主幹事証券会社の見解が提出されていること ・ 事業計画及び成長可能性に関する事項（ビジネスモデル、市場規模、競争力の源泉、事業上のリスク等）が適切に開示され、上場後も継続的に進捗状況が開示される見込みがあること ▶ 高い成長可能性の健全な発揮を求める観点から、以下の基準を設けるものとします 												
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>新規上場基準</th> <th>上場維持基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>時価総額</td> <td>—</td> <td>上場から10年経過後 40億円以上</td> </tr> </tbody> </table>	項目	新規上場基準	上場維持基準	時価総額	—	上場から10年経過後 40億円以上						
項目	新規上場基準	上場維持基準												
時価総額	—	上場から10年経過後 40億円以上												
流動性	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 一般投資者の投資対象となりうる最低限の流動性の基礎を備えた銘柄を選定する。 	<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>新規上場基準</th> <th>上場維持基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>株主数</td> <td>150人以上</td> <td>150人以上</td> </tr> <tr> <td>流通株式数</td> <td>1,000単位以上</td> <td>1,000単位以上</td> </tr> <tr> <td>流通株式時価総額</td> <td>5億円以上</td> <td>5億円以上</td> </tr> </tbody> </table>	項目	新規上場基準	上場維持基準	株主数	150人以上	150人以上	流通株式数	1,000単位以上	1,000単位以上	流通株式時価総額	5億円以上	5億円以上
		項目	新規上場基準	上場維持基準										
		株主数	150人以上	150人以上										
		流通株式数	1,000単位以上	1,000単位以上										
流通株式時価総額	5億円以上	5億円以上												
<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>新規上場基準</th> <th>上場維持基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>流通株式比率</td> <td>25%以上</td> <td>25%以上</td> </tr> </tbody> </table>	項目	新規上場基準	上場維持基準	流通株式比率	25%以上	25%以上								
項目	新規上場基準	上場維持基準												
流通株式比率	25%以上	25%以上												
<ul style="list-style-type: none"> ▶ 事業規模、成長段階を踏まえた適切なガバナンス水準にある銘柄を選定する。 ※ コーポレートガバナンス・コードの基本原則のみを適用 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 上場会社として最低限の公開性を求める（海外主要取引所と同程度の基準を採用） 													
ガバナンス		<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>新規上場基準</th> <th>上場維持基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>流通株式比率</td> <td>25%以上</td> <td>25%以上</td> </tr> </tbody> </table>	項目	新規上場基準	上場維持基準	流通株式比率	25%以上	25%以上						
項目	新規上場基準	上場維持基準												
流通株式比率	25%以上	25%以上												

（※1）市場コンセプトを反映したこれらの基準のほか、株式の譲渡制限、証券代行機関の選定などの共通の基準を設けるものとします

（※2）ベンチャー企業による議決権種類株式を利用した新規上場については現行制度どおりとします

- 流動性の向上により、株式の円滑な流通と公正な価格形成を確保する観点から、流通株式の定義に関して、以下の見直しを実施するものとします。

現行の定義

- 上場株式のうち、「上場株式数の10%以上を所有する株主が所有する株式」、「役員が所有する株式」、「自己株式」、「役員以外の特別利害関係者の所有する株式（新規上場・一部指定時のみ）」を除いたもの

$$\text{流通株式数} = \text{上場株式数} - \left(\begin{array}{l} \text{上場株式数の10\%以上を所有する株主が所有する株式数} \\ \text{役員所有株式数} \\ \text{自己株式数} \\ \text{役員以外の特別利害関係者が所有する株式数} \end{array} \right)$$

※新規上場・一部指定時のみ

- 現在は上場株式数の10%未満であれば、実態として流通性が乏しいと考えられる株主の保有する株式も流通株式として取り扱っており、流通株式に関する基準が適切に機能していない懸念

方向性

- 実態として流通性が乏しいと考えられる株主の保有する株式については、株主の保有比率に関わらず流通株式から除外
 - ※ 例えば、政策保有株などについて検討することが考えられる

2. 新市場区分への移行プロセス

新たな市場区分の選択

- 上場会社において、各市場区分のコンセプトや上場基準を踏まえ、移行時に新たな市場区分を主体的に選択していただくものとします（選択の実施時期は、後述）。
- 現在の市場区分と選択先の市場区分の組合せに応じ、異なる手続を適用するものとします。

現市場区分	選択先の新市場区分	必要な手続
市場第一部	プライム市場	<ul style="list-style-type: none"> ■ 市場選択に係る手続 ※ 移行基準日（後述）において、新市場区分の上場維持基準を充たしていない場合は、追加の手続が発生
	スタンダード市場	<ul style="list-style-type: none"> ■ 市場選択に係る手続 ※ 移行基準日において、新市場区分の上場維持基準を充たしていない場合は、追加の手続が発生
	グロース市場	<ul style="list-style-type: none"> ■ 新規上場と同様の審査手続 ※ 一斉移行日（後述）までに新規上場審査に適合しなかった場合は、一斉移行日に猶予期間入り
市場第二部 JASDAQスタンダード	スタンダード市場	<ul style="list-style-type: none"> ■ 市場選択に係る手続 ※ 移行基準日において、新市場区分の上場維持基準を充たしていない場合は、追加の手続が発生
	プライム市場・グロース市場	<ul style="list-style-type: none"> ■ 新規上場と同様の審査手続 ※ 一斉移行日までに新規上場審査に適合しなかった場合は、一斉移行日に猶予期間入り
マザーズ JASDAQグロース	グロース市場	<ul style="list-style-type: none"> ■ 市場選択に係る手続 ※ 移行基準日において、新市場区分の上場維持基準を充たしていない場合は、追加の手続が発生
	プライム市場・スタンダード市場	<ul style="list-style-type: none"> ■ 新規上場と同様の審査手続 ※ 一斉移行日までに新規上場審査に適合しなかった場合は、一斉移行日に猶予期間入り

市場選択に係る手続の概要

- 2021年6月末日を移行基準日とし、上場会社に対して、当該移行基準日の時点で新市場区分の上場維持基準に適合しているか否かを同年7月末までに通知するものとします。
- 同年9月から12月までを市場選択手続期間とし、上場会社各社には、当該期間中に市場選択に係る手続を行っていただくものとします。
- 新市場区分の選択に際しては、以下の書類の提出・開示を求めるものとします。

選択先	提出書類	提出時期
全市場 共通	<ul style="list-style-type: none"> ■ 市場選択申請書 ■ 市場選択の意向に関する取締役会の決議内容を証する書面 	申請日
プライム 市場	<ul style="list-style-type: none"> ■ 改訂後コーポレートガバナンス・コードの内容を反映したコーポレート・ガバナンスに関する報告書 (移行基準日において新市場区分の上場維持基準に適合していない場合) ■ 新市場区分の上場維持基準の適合に向けた計画書 (※) <ul style="list-style-type: none"> ✓ 公衆縦覧の対象であることを踏まえ、上場会社において合理的な計画を策定のうえ、取締役会決議等の適切な手続きを経ることが必要 (計画書については以下同様) 	市場選択 手続期間 の最終日 まで
スタンダード 市場	<ul style="list-style-type: none"> ■ 改訂後コーポレートガバナンス・コードの内容を反映したコーポレート・ガバナンスに関する報告書 (移行基準日において新市場区分の上場維持基準に適合していない場合) ■ 新市場区分の上場維持基準の適合に向けた計画書 (※) 	上記と同じ
グロース 市場	<ul style="list-style-type: none"> ■ 事業計画及び成長可能性に関する事項の進捗状況の継続的な開示に関する確約書 ■ 直近の事業計画及び成長可能性に関する事項の進捗状況 (移行基準日において新市場区分の上場維持基準に適合していない場合) ■ 新市場区分の上場維持基準の適合に向けた計画書 (※) 	上記と同じ

※ 当該計画書には、流通株式比率の向上だけでなく、ガバナンス向上等の取組も含めた流通株式時価総額向上のための計画の提出を含む

- 市場選択手続期間内に申請手続が行われなかった場合、当取引所は、その旨を公表して投資者に周知するものとします。

- 一斉移行にあたって、選択先の市場区分の上場維持基準に適合していない場合は、「新市場区分の上場維持基準の適合に向けた計画書」を提出・開示することで、経過措置を適用することとします。

現市場区分	選択先の新市場区分	経過措置の内容
市場第一部	プライム市場	■ 当分の間、新市場区分の上場維持基準に代えて、現行の指定替え基準と同水準の基準（流通株式時価総額10億円以上、流通株式比率5%以上など）を上場維持基準として適用することとします。
市場第二部 JASDAQスタンダード	スタンダード市場	■ 当分の間、新市場区分の上場維持基準に代えて、現行の上場廃止基準と同水準の基準（流通株式時価総額2億5千万円以上、流通株式比率5%以上など）を上場維持基準として適用することとします。
マザーズ JASDAQグロース	グロース市場	

- 「新市場区分の上場維持基準の適合に向けた計画書」を提出した上場会社は、一斉移行日以後に終了する事業年度の末日から起算して3ヶ月以内に、当該計画書の進捗状況を開示するものとしてします。
- 経過措置の適用を受けた上場会社が、一斉移行日後に有価証券上場規程に重大な違反を行った場合には、経過措置の適用対象から除外するものとしてします。
- 当該経過措置については、当面、見直しを予定していませんが、一斉移行日後の中期的な状況変化等を踏まえ、将来的に見直しを行う場合があるものとしてします。

3. 今後のスケジュール

- 円滑な制度移行を実現するため、まずは、現行制度の新規上場・市場変更等の基準に関して、新市場区分の基準を見据えた見直しを行います。
- その後、新市場区分の基準の詳細と、今後改訂が見込まれる「コーポレートガバナンス・コード」の内容を踏まえ、上場企業に市場選択に係る検討を行っていただきます。
- 現時点において、新市場区分への一斉移行日は2022年4月1日を想定しています。

時期	見直し事項	備考
2020年 3月	制度要綱の公表（現行制度の一部改正） （意見募集手続の実施）	<ul style="list-style-type: none"> ■ 新規上場・市場変更基準等の改正 ※ 詳細は次頁参照
7月	現行制度の改正	<ul style="list-style-type: none"> ■ 本改正後に申請する新規上場会社は、新市場区分の上場基準に近い枠組みで上場
2020年内	制度要綱の公表（新市場区分の制度） （意見募集手続の実施）	<ul style="list-style-type: none"> ■ 新市場区分の上場基準の詳細 ■ 既上場会社の移行プロセスの詳細
2021年春～	コーポレートガバナンス・コードの改訂	<ul style="list-style-type: none"> ■ プライム市場の上場会社を念頭に、より高い水準が示される想定
2021年 6月末日	移行基準日	<ul style="list-style-type: none"> ■ 6月末日を基準日として新市場区分の上場維持基準に適合しているか否かを確認（7月末を目途に通知）
2021年 9月～12月	上場会社による市場選択手続	<ul style="list-style-type: none"> ■ 新市場区分の上場基準と改訂コーポレートガバナンス・コードを踏まえた選択 ■ 新市場区分の上場維持基準の適合に向けた計画書の内容を開示（公衆縦覧）
2022年 4月1日	一斉移行日	<ul style="list-style-type: none"> ■ 新市場区分への移行完了

想定される現行制度の改正内容

- 新市場区分の基準を見据えて、現行制度の新規上場・市場変更等の基準に関して、各市場区分についての基準の共通化等を実施することとします。

見直しが想定される事項	概要
市場第一部への新規上場・市場変更等基準の共通化	<ul style="list-style-type: none">■ 現在、市場第一部への新規上場、一部指定、市場変更等について異なる基準が設定されているが、流通株式時価総額（100億円以上）、時価総額（250億円以上）等に共通化■ 赤字の場合の上場審査基準の明確化（安定的な収益基盤の確保）等
市場第二部及びJASDAQスタンダードの上場基準の共通化	<ul style="list-style-type: none">■ 市場第二部及びJASDAQスタンダードの各市場への新規上場、市場変更基準について、流通株式時価総額（10億円以上）、流通株式比率（25%以上）、利益の額基準（最近1年間において1億円以上）等に共通化<ul style="list-style-type: none">※ 新規上場申請書類は、従来の様式を維持※ コーポレートガバナンス・コード全原則を適用対象
マザーズの上場基準の見直し	<ul style="list-style-type: none">■ 新規上場時の「事業計画及び成長可能性に関する事項」の開示及び上場後における進捗状況の開示を制度化
JASDAQグロースへの新規上場受付の停止	<ul style="list-style-type: none">■ JASDAQグロースへの新規上場申請の受付を停止
債務超過による指定替え基準・上場廃止基準の見直し	<ul style="list-style-type: none">■ 債務超過の状態であっても、投資家からの評価（一定の時価総額規模）が見込まれる場合の例外規定の導入

(注) 上記の内容は変更となる可能性があります。また、上記事項に合わせて以下のような見直しを想定しております。

- ・ 新規上場時の宣誓書違反の場合の上場適格性の再審査制度の導入
- ・ 上場会社の負担軽減のための提出書類等の見直し 等

詳細は、3月を目途に制度要綱としてお示したうえで、パブリック・コメントの手續に付す予定です。

- 現行制度の見直し及び新市場区分の制度要綱については、今後、幅広く市場関係者の皆様にご意見をおうかがいするため、それぞれパブリック・コメントの手続きによる意見募集を行う予定です。
- そのほか、新市場区分の概要等や本資料についてご不明な点などがございましたら、ご遠慮なく、下記のお問い合わせ先までご連絡ください。

【本件に関するお問い合わせ先】

東京証券取引所 上場部 企画グループ

jojo-kikaku@jpx.co.jp

參考資料

項目	HKEX（本則）	HKEX（GEM）	SGX	SGX（カタリスト）
株主数	300人	100人	500人	200人
流動性	時価総額：1.25億HK\$ （約17.5億円） 比率：25%（時価総額100億HK\$（約1400億円）以上⇒15%-25%）かつ50%超が大株主上位3位までによって保有されない	時価総額：3千万HK\$ （約4.2億円） 比率：25%（時価総額100億HK\$（約1400億円）以上⇒15%-25%）かつ50%超が大株主上位3位までによって保有されない	比率：12%～25% ※時価総額に応じた階段式（時価総額大⇒比率小）	比率：15%
純資産の額	—	—	—	—
時価総額	①利益：最近3年計5千万HK\$（約7億円）、最近1年2千万HK\$（約2.8億円）、それ以前の2年計3千万HK\$（約4.2億円）、時価総額5億HK\$（約70億円） 又は	①時価総額1億HK\$ （約14億円） 又は	①利益：最近1年3千万S\$（約24億円）の税引前利益 又は	—
利益の額	②時価総額&売上：時価総額40億HK\$（約560億円）、最近1年売上高5億HK\$（約70億円） 又は ③時価総額&売上&CF:時価総額20億HK\$（約280億円）、最近1年売上高5億HK\$（約70億円）かつ最近3年営業キャッシュフロー計1億HK\$（約14億円）	②直近2年間の営業キャッシュフロー計2千万HK\$（約2.8億円）	②時価総額：最近1年黒字、時価総額1.5億S\$（約121億円） 又は ③時価総額&売上：最近1年営業収益計上、時価総額3億S\$（約240億円） ※いずれの場合もキャッシュフローは正であること	—
その他		最近2年間経営陣が同一かつ最近1年間で支配権異動なし		スポンサー制

（出典）各取引所の公表資料より作成

項目		NYSE（米国企業向け）	LSE（プレミアム）	NASDAQ（グローバルセレクト）	NASDAQ（キャピタル）
株主数		400 単元株主	—	単元株主 450 人又は総株主 2200 人	300 人
流通株式	数	110 万株	—	125 万株	共通：流通株式数 100 万株
	時価総額	4000 万\$（約40 億円）	—	4,500 万\$（約45 億円）	
	比率	—	25%	—	
純資産の額		—	（過去3年間は資産などの独立性があったこと）		
時価総額		<p>①利益：税引前利益が最近3年計1千万\$（約10 億円）かつ最近2年各2百万\$（約2 億円）かつ最近3年正（3年目が赤字の場合は、税引前利益が最近3年計1,200 万\$（約12 億円）かつ直前500 万\$（約5 億円）かつ2期前200 万\$（約2 億円））</p>	70 万£ （約1 億円）	<p>①利益：税引前利益が最近3年1,100 万\$（約10 億円）かつ最近2年各220 万\$（約2.2 億円）かつ最近3年正</p>	<p>①流通時価総額1,500 万\$（約15 億円）かつ株主資本500 万\$（約5 億円）かつ事業継続年数2年 又は ②流通時価総額1,500 万\$（約15 億円）かつ株主資本400 万\$（約4 億円）かつ時価総額5,000 万\$（約50 億円） 又は ③流通時価総額500 万\$（約5 億円）かつ株主資本400 万\$（約4 億円）、直近1年又は最近3年のうち2年の当期純利益75 万\$（約7,500 万円）</p>
利益の額			<p>（取引実績：原則は、発行体の事業の75%以上が過去3年の利益による運営。研究開発型企業を除く）</p>	<p>②時価総額&CF：キャッシュフローが最近3年計2,750 万\$（約27.5 億円）かつ最近3年正かつ最近1年時価総額5.5 億\$（約550 億円）かつ最近1年売上高1.1 億\$（約110 億円）</p>	<p>②時価総額&売上：最近1年時価総額8.5 億\$（約850 億円）かつ最近1年売上高9 千万\$（約90 億円）</p>
その他		株価：4 \$	（FCAによる上場審査、LSEは取引許可）	株価：4 \$、 マーケットメイカー：4 社	株価：4 \$、 マーケットメイカー：3 社

（出典）各取引所の公表資料より作成

項目	NYSE (米国企業向け)	NASDAQ (グローバルセレクト、グローバル)	NASDAQ (キャピタル)	ロンドン	HKEX (本則 及びGEM)	SGX (本則 及びカタリスト)
株主数	① 400人	400人	300人	-	長期間売買停止処分を受け、 救済期間を付与されてもなお 改善しない場合 (売買停止となる例、上場契約 に違反した場合、取引所が発行 体及びそのビジネスを上場不適 格と認めた場合など) (取引所が認めた場合)	
流動性	又は ② 1200人かつ 月間平均売買高 10万株	いずれかを満たせば維持 ① 流通株式数75万株かつ、 流通時価総額500万\$かつ、 株主資本1千万\$ 又は ② 流通株式数110万株か つ流通時価総額1500万 \$かつ、時価総額5000万 \$ 又は ③ 流通株式数110万株か つ、流通時価総額1500 万\$かつ、総資産5000万 \$かつ、売上高5000万\$、	共通 流通時価総額100万 \$、流通株式数50万株 かつ いずれかを満たせば上場 維持	比率： 25%		
売買高	又は ③ 流通株式数 60万株			-		
時価総額	① 時価総額5,000 万\$かつ 株主資本の額 5,000万\$ 又は ② 時価総額1,500 万\$	① 株主資本250万\$ 又は ② 時価総額3500万 \$ 又は ③ 当期純利益50万\$	£70万			
財務			-			
株価	1\$	1\$	-	-	-	-

(出典) 各取引所の公表資料より作成

プライム市場 (市場第一部との比較)

項目	プライム市場			市場第一部				
	新規上場	上場維持	経過措置	直接上場	一部指定	市場変更	指定替え	廃止
株主数	800人以上	800人以上	800人以上	2,200人以上	2,200人以上	2,200人以上	2,000人未満	400人未満
流通株式数	2万単位以上	2万単位以上	1万単位以上	2万単位以上	2万単位以上	2万単位以上	1万単位未満	2千単位未満
流通株式時価総額	100億円以上	100億円以上	10億円以上	10億円以上	20億円以上	10億円以上	10億円未満	5億円未満
売買代金	時価総額 250億円以上	1日平均売買代金0.2億円以上	月平均40単位以上	時価総額 250億円以上	月平均200単位以上	—	月平均40単位未満	月平均10単位未満/ 3ヶ月間売買不成立
時価総額		—	—		40億円以上	250億円以上	20億円未満	10億円未満
流通株式比率	35%以上	35%以上	5%未満	35%以上	—	35%以上	—	5%未満
収益基盤	最近2年間の利益合計が25億円以上	—	—	最近2年間の利益合計が5億円以上	最近2年間の利益合計が5億円以上	最近2年間の利益合計が5億円以上	—	—
	売上高100億円以上かつ、時価総額1,000億円以上			売上高100億円以上かつ、時価総額500億円以上	売上高100億円以上かつ、時価総額500億円以上	売上高100億円以上かつ、時価総額500億円以上		
財政状態 純資産	50億円以上	— (※)	— (※)	10億円以上	10億円以上	10億円以上	債務超過	2期連続債務超過

(※) 全市場に共通する廃止基準として、債務超過に関する基準（一定の時価総額が見込まれる場合の例外規定あり）を設けることとします

プライム市場 (NASDAQグローバルセレクトとの比較)

項目	プライム市場		NASDAQグローバルセレクト	
	新規上場	上場維持	新規上場	上場維持
株主数	800人以上	800人以上	単元株主450人又は 総株主2,200人	400人
売買代金	時価総額250億円 以上	1日平均売買代金 0.2億円以上	株価4ドル マーケットメイカー4社	株価1ドル マーケットメイカー2社
時価総額		-	-	
流通株式数	2万単位以上	2万単位以上	125万株	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> ①純資産&時価総額：株主資本1千万\$ (約10億円) 未 満、流通株式数75万株未 満、流通時価総額500万\$ (約5 億円) 未満 </div>
流通株式時価総額	100億円以上	100億円以上	4,500万ドル (約45億円)	
流通株式比率	35%以上	35%以上	-	
収益基盤	最近2年間の利益合 計が25億円以上	-	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> ①利益：税引前利益が最近3年計1,100万\$ (約10億円) &最近各3年正&最近各2年220万\$ (約2.2億円) </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> ②CF&売上&時価総額：CFが最近3年計2,750万\$ (約27.5億円) &最近3年正,&最近1年売上高1.1億\$ (約110億円)、&最近1年平均時価総額5.5億\$ (約550億円) </div>	
	売上高100億円以上かつ、時価総額1,000億円以上		<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> ③売上&時価総額：最近1年売上高9千万\$ (約90億円) &最近1年平均時価総額8.5億\$ (約850億円) </div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> ③売上&総資産&時価総額：売上高5,000万\$ (約50億円)、総資産5,000万\$ (約50億円)、流通株式数110万株、流通時価総額1,500万\$ (約15億円) </div>
財政状態 純資産	50億円以上	- (※)	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> ④純資産&時価総額：株主資本5,500万\$ (約55億円) &直近事業年度末総資産額が8千万\$ (約80億円) &時価総額1.6億\$ (約160億円) </div>	

(※) 全市場に共通する廃止基準として、債務超過に関する基準（一定の時価総額が見込まれる場合の例外規定あり）を設けることとします

スタンダード市場（市場第二部・JASDAQスタンダードとの比較）

項目	スタンダード市場			市場第二部		JASDAQスタンダード	
	新規上場	上場維持	経過措置	新規上場	廃止	新規上場	廃止
株主数	400人以上	400人以上	150人以上	800人以上	400人未満	200人以上	150人未満
流通株式数	2千単位以上	2千単位以上	5百単位以上	4千単位以上	2千単位未満	—	5百単位未満
流通株式時価総額	10億円以上	10億円以上	2.5億円以上	10億円以上	5億円未満	5億円以上	2.5億円未満
流通株式比率	25%以上	25%以上	5%以上	30%以上	5%未満	—	—
時価総額	—	—	—	20億円以上	10億円未満	—	—
収益基盤	最近1年間の利益が1億円以上	—	—	最近2年間の利益合計が5億円以上 売上高100億円以上かつ、時価総額500億円以上	—	最近1年間の利益合計1億円又は時価総額50億円	5年連続で営業利益・営業キャッシュフローが負
財政状態純資産	正であること	—（※）	—（※）	10億円以上	2期連続債務超過	2億円以上	2期連続債務超過
売買高	—	月10単位未満/3ヶ月間売買不成立	月10単位未満/3ヶ月間売買不成立	—	月10単位未満/3ヶ月間売買不成立	—	—
株価	—	—	—	—	—	—	10円未満
公募の実施	—	—	—	—	—	上場株式数10%又は1,000単位	—

（※）全市場に共通する廃止基準として、債務超過に関する基準（一定の時価総額が見込まれる場合の例外規定あり）を設けることとします

グロース市場 (マザーズ・JASDAQグロースとの比較)

項目	グロース市場			マザーズ		JASDAQグロース	
	新規上場	上場維持	経過措置	新規上場	廃止	新規上場	廃止
時価総額	-	40億円以上(上場後10年なし)	5億円以上(上場後10年なし)	10億円以上	10億円未満(上場後10年5億円)	-	-
流通株式数	1千単位以上	1千単位以上	5百単位以上	2千単位以上	2千単位以上(上場後10年1千単位)	-	5百単位未満
流通株式時価総額	5億円以上	5億円以上	2.5億円以上	5億円以上	5億円(上場後10年2.5億円)	5億円以上	2.5億円未満
流通株式比率	25%以上	25%以上	5%以上	25%以上	5%未満	-	-
業績	-	-	-	-	上場後6年目以降、売上高が1億円未満	-	10年連続で営業利益・営業CFが負(上場時から10年連続営業利益負)
株主数	150人以上	150人以上	150人以上	200人以上	400人未満(上場後10年150人未満)	200人以上	150人未満
財政状態純資産	-	- (※)	- (※)	-	2期連続債務超過	正	2期連続債務超過
売買	-	月10単位未満/3ヶ月間売買不成立	月10単位未満/3ヶ月間売買不成立	-	月10単位未満/3ヶ月間売買不成立	-	-
株価	-	-	-	-	上場後3年以内に公募価格の1割未満	-	10円未満
公募	500単位以上	-	-	500単位以上	-	上場株式数10%又は1千単位	-

(※) 全市場に共通する廃止基準として、債務超過に関する基準(一定の時価総額が見込まれる場合の例外規定あり)を設け、グロース市場については上場後3年経過後から適用することとします。

グロース市場 (NASDAQキャピタルとの比較)

項目	グロース市場		NASDAQキャピタル	
	新規上場	上場維持	新規上場	廃止
時価総額	-	40億円以上 (上場後10年なし)	流通株式数100万株、かつ、①流通時価総額1,500万\$ (約15億円)かつ株主資本500万\$ (約5億円)かつ事業継続年数2年、又は ②流通時価総額1,500万\$ (約15億円)かつ株主資本400万\$ (約4億円)かつ時価総額5,000万\$ (約50億円)、又は ③流通時価総額500万\$ (約5億円)かつ株主資本400万\$ (約4億円)、直近1年又は最近3年のうち2年の当期純利益75万\$ (約7,500万円)	流通時価総額100万\$、流通株式数50万株、かつ ①株主資本250万\$ (約2.5億円) 又は、②時価総額3,500万\$ (約3.5億円) 又は、③当期純利益50万\$ (約5千万円)
流通株式数	1千単位以上	1千単位以上		
流通株式時価総額	5億円以上	5億円以上		
流通株式比率	25%以上	25%以上		
業績	-	-		
財政状態	-	- (※)	300人以上	300人以上
株主数	150人以上	150人以上	-	-
売買	-	月10単位未満/3ヶ月間売買不成立	4ドル マーケットメイカー3社	1ドル マーケットメイカー2社
株価	-	-	-	-
公募	500 単位以上	-	-	-

(※) 全市場に共通する廃止基準として、債務超過に関する基準 (一定の時価総額が見込まれる場合の例外規定あり) を設け、グロース市場については上場後3年経過後から適用することとします。